

○国立大学法人鳴門教育大学構内交通対策実施要項

〔平成16年4月1日〕
〔施設整備委員会〕
改正 平成19年9月27日

平成20年4月 1日

平成21年4月 1日

平成22年4月 1日

平成23年4月 1日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鳴門教育大学構内における交通の安全及び教育・研究の環境保全のため必要な事項を定める。

(学内の交通ルール)

第2 大学にふさわしい安全かつ静穏な教育・研究環境を保持するために学内での車両の乗り入れについては、下記のとおり制限を行う。

(1) 構内における車両の制限

- ア 駐車許可証の無い車両は、乗り入れを禁止する。
- イ 指定の駐車場以外の場所に駐車することを禁止する。
- ウ 学内の移動には車両を使用しないこと。

(2) 運転者への注意事項

- ア 構内における制限速度（時速20km以内）を厳守すること。
- イ 交通関係法令に従い、歩行者を優先する等安全運転に努めること。
- ウ 騒音防止に努めること。
- エ 構内の道路標識及び道路標示に従うこと。
- オ 駐車許可証は、車外からよく見える位置に置くこと。

(駐車許可申請資格者)

第3 駐車許可申請資格者は、当分の間、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学の教職員・学生
- (2) 本学に関係する業者
- (3) その他特別に必要と認められた者

(駐車許可証)

第4 駐車許可申請書（申請日、申請者(所属・住所・氏名)、車名、車両番号、連

絡先)に基づき、駐車許可証を交付する。なお、臨時の駐車許可証は、その都度期間を定め発行する。

(駐車場の指定)

第5 駐車許可者に対し、駐車場を指定する。

(違反車両に対する措置)

第6 違反車両に対しては、次に掲げる措置を行う。

(1) 教職員が適宜構内巡回の上、チェックを行う。

(2) 違反者に対しては、下記により警告を行う。

ア 車両番号を記録し、警告書を張り付ける。

イ 違反者については、運転者を調査し、指導又は注意を行う。

ウ 指導・注意等は、学生に対しては学生支援委員会で、その他については施設整備委員会で行う。

(3) 警告に従わない者に対しては、下記の措置を行うことができる。

ア 車両に車止め等所要の措置。

イ 一定の期間（一ヶ月間）駐車許可を停止。

ウ 駐車許可証の取り消し。

(事務の処理)

第7 許可等に関する事務は、学生については学生課、教職員・外来者については企画総務課、その他については財務課で処理する。

第8 第6（3）のアの措置により、違反者の車両及び車止め等に破損等の損害が発生した場合には、違反者が全ての責任を負う。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。